

一般社団法人世田谷青色申告会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人世田谷青色申告会という。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区太子堂4丁目4番5号三軒茶屋リエンハイム1階に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、健全な納税者団体として、全青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、会員の事業経営の健全な発展を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 振替納税制度の普及と指導
- (5) 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (6) 会員の事業経営の発展を図るための事業
- (7) 会員相互の親睦を図るための旅行その他の厚生事業
- (8) 友誼団体との連携及び協調
- (9) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 個人の青色申告者で、この法人の目的に賛同し、入会したもの
- (2) 準会員 正会員以外の個人、法人及びその他の団体で、この法人の目的及び事業

を賛助するために入会したもの

(3) 賛助会員 この法人の厚生事業に参加するために入会したもの

(4) 特別会員 正会員又は準会員の家族で、この法人の事業に賛助するために入会したもの

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費（以下「会費等」という）を支払わなければならない。

2 準会員、賛助会員、特別会員は、会費規程において別に定める会費等を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員によって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 入会の基準並びに会費等の金額

(5) 会員の除名

(6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から45日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

- 第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に差し支えがあるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(定足数)

- 第18条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

- 第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員、準会員の現在員数及び出席者（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名、捺印をしなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上24名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、10名以内を副会長、1名以内を専務理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって第2項で選任された執行理事より副会長、専務理事を選任することができる。
- 5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 会長、専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為を

し、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事はこの限りではない。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員などの報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第40条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過

失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他事情を勘案し、特に必要と認めるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に定める範囲で理事会の決議により、免除することができる。

(名誉役員)

第31条 この法人に名誉会長及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、理事会において任期を定めたいえで選任する。

3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。

(名誉会長及び相談役の職務)

第32条 名誉会長及び相談役は、会長の諮問にええ、会長に対し、意見を述べるることができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び執行理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) 第30条第1項の責任の免除（及び同条第2項の責任限定契約

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に差し支えがあるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金拠出者の募集)

第41条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会で別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第42条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって行う。

(代替基金の積立て)

第44条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第45条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第46条 この法人の財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費等
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第48条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(経費の支弁)

第49条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

- 2 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(剰余金の処分)

第52条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第53条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第54条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第56条 この法人は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止をすることができる。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が解散した場合に有する残余財産は、社員総会の議決により、公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会、支部、部会

(委員会)

第59条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第60条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、支部を設置することができる。

- 2 支部の支部長は、会員のうちから、理事会が選任する。
- 3 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第61条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会を設置することができる。

- 2 部会の部会長は、会員のうちから、理事会が選任する。
- 3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿及び正会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業報告書及び計算書類等
- (7) 監査報告書及び会計監査報告書
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第64条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 付則

(委任)

第66条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める

(最初の事業年度)

第67条 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規程にかかわらず、設立登記のあった日から平成24年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第68条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次の通りとする。

- 1 住 所 東京都世田谷区世田谷3丁目1番6号
氏 名 湊 和夫
- 2 住 所 東京都世田谷区世田谷3丁目1番27号
氏 名 安藤 敏次
- 3 住 所 東京都世田谷区太子堂4丁目4番5-201号
氏 名 石川 元洋

(設立時役員等)

第69条 この法人の設立時役員は次の通りとする。

設立時理事

湊 和夫	岩城 猪一郎	安藤 敏次	石川 元洋	新川 勝二
田中 正己	百瀬 勝	長島 日出男	鈴木 晴雄	松井 盛二
大沼 一晴	釜崎 信治	林部 フサ子	村岡 正之	横溝 尚行
小池 成和	下田 達也	門倉 秀明	渡邊 勲	長谷川 昌男
水上 紀行	福田 光子			

設立時監事

加納 好昭	穴沢 信秋	川又 栄子
-------	-------	-------

(設立時役員任期)

第70条 この法人の設立当初の役員は、第23条第1項の規程にかかわらず、第69条に記載のとおりとし、その任期は、第26条第1項、第2項の規程にかかわらず、平

成 25 年 3 月 31 日までとする。

(設立時代表理事)

第 71 条 この法人の最初の代表理事は、次のとおりとする。

住 所 東京都世田谷区世田谷 3 丁目 1 番 6 号

氏 名 湊 和夫

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第 72 条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 50 条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(法令の準拠)

第 73 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人世田谷青色申告会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 4 月 11 日

設立時社員 湊 和夫

設立時社員 安藤 敏次

設立時社員 石川 元洋